

平成23年度 第11回 役員会議事要旨

日 時 平成23年 9月14日 (水) 10時28分～11時43分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，米倉理事，宮崎理事，緒方理事

オブザーバー 川上監事 他

- 学長から，前回の役員会議事要旨の確認依頼があった。

【審議事項】

(1) 国立大学法人佐賀大学顧問について

学長から，本件は，10月2日付け，11月24日付けで本学の顧問を委嘱している2名の顧問の任期を更新する案件である旨の説明があった。

また，総務部長から，顧問設置の趣旨（目的）・背景と任期を更新する2名の更新期間等について補足説明があり，審議の結果了承された。

(2) その他

特になし。

【協議事項】

(1) 佐賀大学国際交流推進センター（仮称）の設置について

学長から，本件は，10月に設置される本センターの運営等に関する規則案等を制定する案件である旨の説明があった。

また，中島理事及び学術研究協力部長から，それぞれ本センターの設置に関する概要と規則案及び教員選考規程案の趣旨等の内容について補足説明があり，協議の結果了承され，直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (2) 国立大学法人佐賀大学国際交流推進センター（仮称）の設置に伴う
関係規則等の一部改正について

学長から、本件は、10月に設置される本センターの設置に伴い、関係する規則等の一部改正を行う案件である旨の説明があった。

また、総務部長から、本センターの設置に伴い、本学の基本規則、大学評価の実施に関する規則、教員組織規則、事務組織規則及び危機管理対策規則等に本センターの名称を加える改正等を行う旨の補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (3) 国立大学法人佐賀大学教員組織規則の一部改正について

学長から、本件は、医学部医学科臨床医学系に「国際医療学講座」を新設することに伴い、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、医学部事務部長から、国際医療学の充実のため、「国際医療学講座」を新設することに伴い、教員組織規則の臨床医学系に国際医療学を加える旨の補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (4) 海洋エネルギー研究センターの時限の取扱いについて

学長から、本件は、平成24年3月までの本センターの時限を、平成21年6月に共同利用・共同研究拠点として文部科学省から平成28年3月までの時限として認定された期間までに変更する案件である旨の説明があった。

また、中島理事から、文部科学省が共同利用・共同研究拠点として時限を認定した際に、改めて本センターの時限を変更するべきであった旨等の補足説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (5) その他

特になし。

【報告事項】

- (1) 新運営体制等について

学長から、本件について、新理事体制、経営協議会、学長補佐及び病院長・センター長について、交代する構成員等及び業務分担の変更等について報告があった。

- (2) 平成23年度佐賀大学学位記授与式(9月期)及び平成23年度佐賀大学大学院入学式(10月期)の挙行について
総務部長から、本件について、開催日時、式次第等、開催概要について案内があり、併せて理事等への出席依頼があった。
- (3) ジュアンダ大学(インドネシア共和国)との大学間学術交流協定の締結について
学術研究協力部長から、本件について、平成23年7月15日に大学間の学術交流協定を締結した旨及びその概要について報告があった。
- (4) 研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について
財務課長から、本件について、平成23年8月19日付けで文部科学省から通知があり、公的研究費の不適切な経理の有無について、平成23年12月28日を期限に回答する必要があることから、本学では、研究費不正防止計画推進委員会にて調査する旨の報告があった。
- (5) その他
- 後藤学長室長から、大学間学術交流協定の件について、本件は、学部間の交流であり、学部数が増えてから、大学間の学術交流協定になるべきではとの質疑があった。
 - 瀬口理事から、全学委員会の整理について質疑があった。